

第3 審査の経過及び結果

第3 審査の経過及び結果

本年次報告書が対象とする期間中、委員会等からの審査の求め又は要請³³はなかった。

なお、平成26年12月の審査会設置以来、委員会等からの審査の求め又は要請がないため、これまで当審査会においてこの審査は行っていない。

³³ 国会法第104条の2、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の2